

工院協殿

工学部長事務取扱を通じて公用簿状をうけとりましたので、下記のとおり回答いたします。諸君の要求として
1) 学長存らびに協議会との会員については 従来から一貫して下記のとおりルールをやってきたので
台風の諸君の申出とこれに準じてほしいと思います。このルールが守られるならば 私たちは積極的に諸君の要
請に応えたいと思います。このルールをひとえに諸君との会員を計のりあるものとするために過去の経験にたん
がみで幾つうけたものです。

1. 正式の自治組織が学長存らびに協議会に会員を求めるときは 当該教授会の議を経て当該学部長を申し出
ること。
2. 2) 以上の正式の自治組織が学長存らびに協議会に会員を求めるときには、それ以外の教授会の議を経て
部長連合にて申し出ること。
3. 学長存らびに協議会に会員を申し出る自治組織が 学部学生の自治組織であるときには、学生部長会の
議を経て学生部長が、大学院の自治組織であるときには、大学院小委員会(文科系副委員長; (経)石谷教授、
理科系副委員長; (理)黒谷教授)の議を経て学生部長を申し出ること。
4. 2) 以上の会員に先立ち 当該自治組織と当該責任部長との直に十分な交渉を行うこととする。

11月6日

協議会